

令和 8 年 7 月 31 日

東京都練馬区東大泉 1-19-43
株式会社タムラ製作所
代表取締役社長 中村充孝

吸収分割に係る事前開示書面

株式会社タムラ製作所（以下「当社」といいます。）は、令和 8 年 7 月 24 日付で、当社を吸収分割会社、株式会社 Tamu Radiance（以下「承継会社」といいます。）を吸収分割承継会社とする吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といい、本吸収分割契約に基づき行う吸収分割を「本吸収分割」といいます。）を締結いたしました。よって、ここに本吸収分割に係る事前開示をいたします。

1. 吸収分割契約の内容

別紙 A のとおりです。

2. 会社法 758 条第 4 号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項

承継会社は当社の 100%子会社であるため、本吸収分割に際して、承継会社は当社に対して、株式、金銭その他の財産の交付をいたしません。

3. 承継会社についての事項

- (1) 承継会社の最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、承継会社の成立の日）に係る貸借対照表

別紙 B のとおりです。

- (2) 承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 承継会社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

4. 分割会社について、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

当社は、2025 年 4 月 8 日付の取締役会において、当社の 100%子会社である承継会社及び株式会社社会津タムラ製作所の全株式を、株式会社朋栄に本吸収分割の効力発生日と同日（予定）付で譲渡すること（以下「本事業譲渡」といいます。）を決議しております。

なお、本事業譲渡は、2026 年 4 月 8 日付「会社分割（吸収分割）および情報機器事業の事業譲渡に関するお知らせ」にて開示しております。

5. 債務の履行の見込みに関する事項

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

当社は、本吸収分割を行うに際し、本吸収分割の効力発生日以後における当社の債務の履行の見込みに関して、以下のとおり判断いたしました。

当社の最終事業年度の末日の貸借対照表において、資産の額は負債の額を上回っており、同日から本吸収分割の効力発生日までに当社の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は、発生しておらず、また、予測されておられません。そして、本吸収分割の効力発生後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれております。以上の点、並びに当社の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、当社の負担する債務については、本吸収分割以後も履行の見込みがあると判断しております。

(2) 承継会社が当社から承継する債務の履行の見込みについて

当社は、本吸収分割を行うに際し、本吸収分割の効力発生日以後における承継会社が当社から承継する債務の履行の見込みに関して、以下のとおり判断いたしました。

承継会社の成立の日の貸借対照表において、資産の額は負債の額を上回っており、同日から本吸収分割の効力発生日までに承継会社の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は、発生しておらず、また、予測されておられません。そして、本吸収分割の効力発生後における承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見

込まれております。以上の点、並びに承継会社の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、承継会社が当社から承継する債務については、本吸収分割以後も履行の見込みがあると判断しております。

以上

吸 収 分 割 契 約

株式会社タムラ製作所（以下「甲」という。）及び株式会社 Tamu Radiance（以下「乙」という。）は、甲が情報機器事業（以下「承継対象事業」という。）に関して有する権利義務等を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（本吸収分割）

甲は、本契約の規定に従って、吸収分割の方法により、第3条第1項に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第 2 条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次に掲げるとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：株式会社タムラ製作所

住所：東京都練馬区東大泉一丁目 19 番 43 号

（乙）吸収分割承継会社

商号：株式会社 Tamu Radiance

住所：東京都渋谷区恵比寿三丁目 8 番 1 号

第 3 条（本吸収分割により承継する権利義務）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙 1「承継対象権利義務明細表」記載のとおりとする。
2. 前項に基づき乙が甲から承継する債務として別紙 1「承継対象権利義務明細表」に明記されたものについては、本効力発生日（第 6 条に定義する。）において、乙が免責的にこれを引き受ける。

第 4 条（本吸収分割に際して交付する対価）

乙は、本吸収分割に際して、対価を交付しない。

第 5 条（増加する資本金及び準備金の額）

本吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次の各号のとおりとする。

- | | | |
|-----|-----------|-----|
| (1) | 資本金の増加額 | 0 円 |
| (2) | 資本準備金の増加額 | 0 円 |

(3) 利益準備金の増加額 0 円

第 6 条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2026 年 10 月 1 日とする。但し、本吸収分割の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議の上合意することにより、本効力発生日を変更することができる。この場合、甲は、会社法第 790 条第 2 項の定めるところに従い、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告する。

第 7 条（本吸収分割の承認）

1. 甲は、会社法第 784 条第 2 項に基づき、会社法第 783 条第 1 項の規定に基づく株主総会の承認を省略する。
2. 乙は、会社法第 796 条第 1 項の規定に基づき、会社法第 795 条第 1 項の規定に基づく株主総会の承認を省略する。

第 8 条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約の締結日から本効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合は、甲乙協議の上合意することにより、本吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 9 条（公租公課・費用の負担及び精算）

1. 承継対象権利義務に対して課せられる公租公課（承継対象権利義務に係る固定資産税及び都市計画税については、1 月 1 日を賦課期間の起算点とする。）については、本効力発生日を基準に日割り計算により精算するものとし、本効力発生日の前日までの期間に対応する部分は甲の負担とし、本効力発生日以降の期間に対応する部分は乙の負担とする。
2. 甲及び乙は、相手方の負担すべき公租公課等について請求を受けた場合には、当該相手方に対し、速やかにその旨を通知するものとする。
3. 甲及び乙は、相手方が受けるべき利得等を受けた場合には、当該相手方に対し、速やかにその旨を通知するとともに、速やかに当該利得等相当額を相手方に対し償還するものとする。

第 10 条（準拠法、紛争解決）

1. 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
2. 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄

裁判所とする。

第 11 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上これを定める。

（本頁以下余白）

貸借対照表
2026 年 5 月 1 日
(会社成立日現在)

単位：円

【資産の部】

流動資産

現金及び預金	40,000,000

資産合計	40,000,000

【負債の部】

負債合計	0
------	---

【純資産の部】

資本金	20,000,000
資本準備金	20,000,000

純資産合計	40,000,000

負債・純資産合計	40,000,000
----------	------------